

議 事 録

会議名	第1回寒川町子ども・子育て会議		
日 時	令和元年7月5日（金） 14：00～	開催形態	公開
場 所	東分庁舎2階第3会議室		
出席者	磯川委員長、佐藤副委員長、望月委員、鷺見委員、志賀委員、藤崎委員、金子委員、白岩委員、枝光委員、曾我委員、大澤委員 事務局 伊藤健康子ども部長、宮崎子育て支援課長、秋庭副主幹、小林主任主事、野呂副技幹、伊藤保育・青少年課長、徳江副主幹、横山副主幹 傍聴人 1名		
議 題	(1) 委員長・副委員長の選出について (2) 第2期寒川町子ども・子育て支援事業計画の策定について (3) 寒川町子ども・子育て支援事業計画進行管理について 各委員からの質疑について (4) その他 ①幼児教育・保育無償化について（報告） ②寒川町私立幼稚園等就園奨励費補助金交付要綱の一部改正について（報告） ③学童保育入所保留児童を対象としたサマースクールの実施について（報告） ④旭小学校区児童クラブ増設について（報告）		
決定事項	議事録承認委員 磯川委員長、志賀委員に決定 (1)～(3) 了承 (4) その他（報告事項）		
議事録	1 開会 2 委嘱状交付 3 町長あいさつ 4 自己紹介 5 子ども・子育て会議について 6 議題 (1) 委員長・副委員長の選出について 【事務局 宮崎】 委員長・副委員長の選出まで、こちらで議事進行いたします。 委員長につきましては、先ほど説明させていただいたとおり、子ども・子育て会議の条例第5条におきまして、委員の互選により定めるということになっております。互選の方法でございますが、いかがいたしましょうか。		

【志賀委員】 事務局に一任でよろしいかと思ます。

【事務局 宮崎】 ただいま事務局一任でというご提案をいただきました。これについて皆様、よろしいでしょうか。

【委員】 異議なし

【事務局 宮崎】 それでは、事務局のほうから、案を提示させていただきます。事務局としましては、町子ども・子育て支援施策はじめ、子ども・子育て支援法に基づく制度に精通されて、前回の計画の策定時も委員長をお務めいただきました磯川委員にお願いしたいと存じますが、いかがでございましょうか。

【委員】 異議なし

【事務局 宮崎】 それでは、委員長は磯川委員にお願いしたいと思ます。どうぞよろしくお願いいたします。ありがとうございます。次に、副委員長ですが、副委員長は委員長が指名するということになっております。委員長よりどなたかご指名をお願いしたいと思ます。

【磯川委員長】 それでは、副委員長ということですが、子育て支援法は大体幼児の教育についてがスタートということになっていきますので、幼児の関係者である保育園の佐藤先生にお願いしたいと思ますが、よろしいでしょうか。

【委員】 異議なし

【事務局 宮崎】 では、副委員長には佐藤委員ということでご指名いただき、皆様のほうでもお認めいただきましたので、副委員長は佐藤委員にお願いしたいと思ます。よろしくお願いいたします。それでは、委員長・副委員長におかれましては、恐れ入りますが、席のご移動をお願いします。

～ 委員長席・副委員長席へ移動 ～

【事務局 宮崎】 それでは、委員長・副委員長よりご挨拶をお願いしたいと思ます。

【磯川委員長】 皆様からご推薦されまして、今期、委員長を仰せつかりました、倉見幼稚園の理事長をしております磯川と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

【副委員長】 ただいま委員長からご指名いただきました副委員長の佐藤と申します。この会が円滑に進むように、委員長に協力してまいりたいと思ますので、皆様のご協力もよろしくお願いいたします。

【事務局 宮崎】 ありがとうございます。それでは、ここからの議事進行につきましては、委員長にお願いしたいと思ます。どうぞよろしくお願いいたします。

【磯川委員長】 それでは、これより議事に入りたいと思ます。

議題（２）第２期寒川町子ども・子育て支援事業計画の策定について事務局より説明をよろしくお願いいたします。

（２）第２期寒川町子ども・子育て支援事業計画の策定について

<資料１により説明>

【事務局 秋庭】 それでは、第２期寒川町子ども・子育て支援事業計画の策定について説明させていただきます。資料１をご覧ください。

まず、計画の概要ですが、町の子ども・子育て支援事業計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく法定計画として、幼稚園や認可保育所といった教育・保育施設や小規模保育事業などの地域型保育事業、子育て支援センターや一時預かりなどの地域子ども・子育て支援事業について、量の見込み並びに提供体制の確保の内容及び実施時期などを定めています。平成27年3月に策定した現行の第1期計画が本年度で終了することから、新たに令和2年度から令和6年度までの5年間の計画期間とする第2期計画を策定するものです。

次に、第2期計画策定に当たっての基本的な考え方ですが、これにつきましては、子ども・子育て支援法に基づき、子ども・子育て支援のための施策を総合的に推進するため、基本的事項を定めた①の基本指針と、先ほど申し上げた教育・保育施設、地域子ども・子育て支援事業などの量の見込みなどの考え方を国が示した②の量の見込みの算出等の考え方、いわゆる手引きによることとなります。

①の基本指針につきましては、本年6月を目途に改正が予定されておりまして、幼稚園の利用希望や保育を必要とする者の預かり保育の利用希望について適切に量を見込み、確保内容等を検討することなど、子ども・子育て支援制度の状況や幼児教育無償化に伴う法改正など、関連施策の動向を踏まえた改正が行われる見込みです。

②の手引きにつきましては、5年前の第1期計画策定時の考え方を基本としつつ、平成29年度、国が示した子育て安心プランや中間年見直しの考え方、平成30年度の新・放課後子ども総合プランを踏まえて、児童クラブの量の見込み方などについて追加・修正がなされております。

第2期計画は、平成30年度に実施しました子育て支援事業に関するニーズ調査の結果を踏まえながら、町の現状分析や課題整理を行いまして、今、申し上げました国の示す基本指針と手引きに基づいて需要量の推計、目標量の設定などを行っていく予定です。

2ページをご覧ください。

策定のスケジュールについてですが、本日、第1回目の会議で第2期計画の策定についてと進行管理の報告をさせていただきます。8月6日の第2回会議に「第2期計画案の見込み量、目標量、確保方策について」、8月29日の第3回会議に「第2期計画案のイメージ、見込み量、目標量、確保方策について」、11月の第4回会議に「パブリックコメント（案）について」、12月から1月に「パブリックコメントの実施」、2月の第5回目の会議に「パブリックコメント実施結果、第2期計画最終案」を報告して、最終的には来年の3月の県との法定協議を経て計画確定を目指すものです。

なお、スケジュールにつきましては、現時点での目安ですので、今後、進捗状況を勘案しながら変更させていただく可能性もございますので、ご承知おきください。

第2期寒川町子ども・子育て支援事業計画の策定についての説明は以上となります。

**【磯川委員長】** ありがとうございます。今、第2期寒川町子ども・子育て支援事業計画の策定について説明がありましたが、何か皆さん、質問ございますでしょうか。特によろしいですか。

それでは、続きまして、(3) 寒川町子ども・子育て支援事業計画進行管理について説明をよろしくをお願いします。

(3) 寒川町子ども・子育て支援事業計画進行管理について、各委員からの質疑について  
<資料2、参考資料2により説明>

【事務局 秋庭】 寒川町子ども・子育て支援事業計画の進行管理について説明させていただきます。資料2をご覧ください。事前に配付した進行管理票となります。

大変申し訳ございませんが、説明させていただく前に、幾つか資料の修正と削除をお願いします。

2ページ中段の基本目標4の「子育てを支援する生活環境の整備」の表の右下に「再掲4事業」とありますが、再掲は「3事業」になります。

同じく、2ページ下から2行目、75の「教育相談事業」・・・の後にある平仮名の「よ」を削除していただきたいと思います。

続いて、17ページ下の段、評価の理由の欄に子育て支援センターにおける相談件数は「810件」とありますが「812件」と修正していただき、10. 備考欄のH30の支援センターの件数も「812」と修正をお願いします。

27ページをご覧ください。9の「4年間の評価と今後の課題・方向性」のところに書いてある「平成29年度と比べ」の次に出てくる「から」を削除してください。

続いて、70ページの中段、「今後の方向性」の29年度「2：維持」を「3：改善」に修正をお願いいたします。大変申し訳ございませんでした。

それでは、1ページに戻っていただき、計画進行管理集計表をご覧ください。

本計画は、先ほど議題(2)でもご説明したとおり、子ども・子育て支援法に基づき、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業などの量の見込みや提供体制の確保などについて定めるものでございますが、あわせて、次世代育成支援対策推進法に基づく町の次世代育成支援対策地域行動計画の位置づけを持った計画となっております。

これからご説明いたします進行管理につきましては、この次世代育成支援の計画に基づく子ども・子育て支援施策を進めるに当たり、5つの基本目標ごとに町が具体的に取り組む事業を定めております。

全体で95事業、うち再掲が17事業ございますので、実質は78事業について、事業の主管課13課により自己評価を行ったものでございます。

評価ランクですが、A、B、Cの3段階で、Aは目標達成・目標に向け順調、Bは目標に向け遅延、Cは未実施・廃止の方向としてランクづけしております。

4ページ以降の各事業につきましては、評価ランクの次に今後の方向性の項目を設けており、事業拡大、維持、改善など、進行管理票の中で示しております。

また、本年度は第2期計画策定の参考とするため、進行管理票に「9. 4年間の評価と今後の課題・方向性」と「11. 総合計画実施計画上の事業名」の項目を追加しております。

この進行管理票について、5つの基本目標ごとに、1ページ下段から3ページにかけ

て集計表を記載しております。

説明に当たりましては、まず、基本目標別事業の実績として、基本目標の評価状況をご説明し、その後、進行管理票に基づき、主にB評価の事業などを中心にご説明させていただきます。その流れを基本目標1から5まで繰り返す形で進めさせていただきます。

それでは、1ページ、基本目標1の「子育て家庭の支援」をご覧ください。

こちらは、事業数は41事業ありまして、そのうちA評価が35事業、B評価が4事業となっております。B評価は5番の一時保育事業（保育園）、7番のファミリーサポートセンター事業、26番の青少年育成事業、28番の町営プール運営管理事業です。

また、9番の（仮称）健康福祉総合センター検討・建設事業については、公共施設等総合管理計画で実施手法等について検討していくこととなっていることから、評価設定をしておりません。

また、40番の小児慢性特定疾病医療費助成については、神奈川県在所管になることから、評価設定をしておりません。

それでは、B評価の事業も含めて、幾つかの事業について説明させていただきたいと思っております。まず、4ページをご覧ください。

事業番号1番の児童クラブ運営事業です。実績値は251人となっております。計画値は250人となっておりますが、運用上、差し支えない範囲で受け入れていますので、今後の方向性としては、後ほど議題のその他で報告させていただきますが、待機児童解消のため、サマースクールの実施や、児童クラブの創設をする予定があり、拡大となっております。

次に、5ページ、2番の保育所運営事業（通常保育事業）をご覧ください。

30年度は同胞援護会が運営する定員180人の保育所が3園と定員90人の寒川湘南保育園の計630人と認定こども園の保育定員50人、それに地域型保育による定員24人を加えた704人が計画値で実績値も計画どおりの定員設定となっております。

定員に対する児童入園率につきましては、計画値120%に対し、実績値は105%ですが、面積要件等を満たす範囲内で定員を超えてより多くの児童を受け入れている状況です。

次に、7ページ、4番の一時預かり事業（幼稚園）をご覧ください。

平成30年4月に認定こども園が1園開園したことにより実績値は増え、A評価となっております。今後も国や県の支出金を活用し、補助金を交付して事業を継続していきたいと考えております。

次に、8ページ、5番の一時保育事業（保育園）をご覧ください。

評価についてはB評価となっております。平成29年度からは認可保育所4園全てで実施していますが、どの施設も定員を満たしている状況の中で、空きがないと受け入れができないため、実績値は減少している状況です。

次に、9ページ、6番の子育て支援センター事業をご覧ください。

実績値の9,342人は、子育て相談や親子の交流のために子育て支援センターに来所

された総利用者数です。そのうち、初回利用のきっかけづくりとしても実施している親子リトミックや本の読み聞かせ、ようこそ寒川へなどのイベントを26講座実施し、350組754人が参加しています。

イベント内容を工夫し、取り組みを強化したことにより、前年度より利用者が増加したと考えております。今後も支援センターを知っていただく取り組みに努めながら、利用者増を図ってまいります。

次に、10ページ、7番のファミリーサポートセンター事業をご覧ください。

評価についてはB評価となっています。利用件数は、前年度と比べ減少しておりますが、その要因としては、保育園に入ることのできた会員や、平日5日間、登校前の援助が必要で利用していた会員が利用しなくなったことなどが挙げられます。

また、年度末時点の会員数は1,115人で増加傾向にあるものの、おねがい会員782人、まかせて会員177人、どっちも会員156人となっており、まかせて会員が少ない状況となっております。今後も事業の周知を工夫し、会員の増、特にまかせて会員の増に努めていきたいと考えております。

次に、15ページ、12番、地域子育て環境づくり支援事業をご覧ください。

この制度は、子育て支援事業を行う団体に対し、30万円を限度とし、補助金を交付するもので、30年度は279（つなぐ）smile湘南、小谷こどもカフェ、はっぴいでいず、非営利型一般社団法人住みよい町・さむかわにする会の4団体に補助を行いました。

今年度につきましては、現在、3団体から申請を受けております。

次に、25ページ、28番の町営プール運営管理事業をご覧ください。

評価についてはB評価となっています。町営プールは、平成25年7月に底面隆起により運営を休止して、以降ずっと休止中となっており、早期再開を目指して土地の所有者である企業庁などと協議を進めましたが、30年度中の開所には至りませんでした。

基本目標1については以上になります。

前に戻っていただいて、2ページ、基本目標2の「母子の健康の確保と推進」をご覧ください。

こちらは、事業数が12事業ありまして、全てA評価となっております。この中の1事業について説明させていただきますので、47ページ、52番、不育症治療費補助事業をご覧ください。

この事業は、不育症と診断されて不育症治療を行い、妊娠から出産に至ったもしくは流産したという一連の治療期間に対し、保険適用外の治療費の助成を行うものです。

平成27年度から実施している事業で、これまで申請実績はございませんでしたが、30年度に1件申請があり、助成いたしました。

この事業につきましては、従来から計画値を達成しておりませんが、助成制度を設けていくことに意義があるという評価を外部からもいただいていることから、A評価とさせていただきます。

2ページに戻っていただき、基本目標3の「教育環境の整備」をご覧ください。

こちらは、事業数が10事業ありまして、そのうちA評価が8事業、B評価が2事業となっております。A評価で方向性が拡大の事業として、55番の教育コンピュータ活用事業（小・中学校）が挙がっており、令和2年度に実施される新学習指導要領に対応するための制度について検討していくこととなっております。

B評価は56番・58番の教育相談事業となっておりますが、ここで51ページをご覧ください。

評価についてはB評価、今後の方向性については改善となっております。相談指導教室へ通室できるようになった児童・生徒の割合が計画値を下回っており、長期欠席の児童・生徒が通室できるようになったと思っても、また休んでしまうという状況のため、B評価としております。

児童・生徒の抱える課題の多様化、対応の複雑化を受け、引き続き、個々に寄り添った相談・指導を行ってまいります。

2ページに戻っていただき、基本目標4の「子育てを支援する生活環境の整備」をご覧ください。

こちらは、事業数が19事業ありまして、そのうちA評価が13事業、B評価が3事業となっております。A評価で方向性が改善の事業として、82番の広場等の整備が挙がっており、こちらは、後ほど進行管理票に沿って説明させていただきたいと思っております。

B評価は67番の路線バス等の利用環境の充実、75番の教育相談事業、81番の児童遊び場の整備になります。67番と81番も、後ほど進行管理票に沿って説明させていただきます。75番の教育相談事業は、先ほどの56番の再掲ですので説明は省略させていただきます。

また、3ページに記載のとおり、64番の公共施設のバリアフリー化は情報提供のため、71番の子どもを守るための活動の推進はPTA主催のため、74番の薬物乱用防止啓発事業は青少年環境浄化推進協議会主催事業のため、評価設定をしておりません。

それでは、59ページ、67番の路線バス等の利用環境の充実をご覧ください。

評価についてはB評価となっております。現在、寒川、海老名間の路線については運行しておりますが、新たな路線については関係機関との協議が難航し、計画に遅れが出ている状況です。

70ページ、81番の児童遊び場の整備をご覧ください。

町内には10カ所の児童遊び場があり、砂場の抗菌剤の散布や除草を行いながら、遊具の安全点検を実施してきましたが、今後の遊具のあり方について幾つかの遊具設置箇所地主権者と話はできましたが、引き続き、地主権者や地域関係者と検討していく必要があることからB評価としました。必要に応じて修繕の実施に努めていきたいと考えております。

次に、71ページ、82番の広場等の整備をご覧ください。

青少年広場の点検回数については、達成率が100%でA評価としておりますが、今年9月をめどに公衆トイレの設置を予定しておりますので、今後の方向性として改善と

させていただきました。

基本目標4については以上となります。

最後の基本目標になります3ページの基本目標5「要支援家庭への取り組み」をご覧ください。

こちらは、事業数が13事業ありまして、そのうちA評価が9事業、B評価が1事業となっております。A評価で方向性が拡大の事業として、93番の特別支援教育推進事業（小・中学校）が挙がっており、今度も児童・生徒のニーズに寄り添った対応のために必要な支援、補助員の整備を図っていくとしております。

B評価は89番のファミリーサポートセンター事業となっておりますが、7番の再掲になりますので、説明は省略させていただきます。また、86番の児童扶養手当、91番の障害児福祉手当、94番の特別児童扶養手当は神奈川県所管のため、評価設定をしておりません。

進行管理の説明は以上となりますが、引き続き、事前にいただいた各委員からの質疑についてご説明いたします。参考資料2をご覧ください。

進行管理票の17ページ、15番の子育て支援相談事業について。質問内容としては、「指標が相談主訴への対応率となっているが、備考に支援センターと役場窓口の相談件数が記載されていて1,000件を超えている。これだけの相談件数があるのだから、件数を指標にすべきではないか。また、少ない職員で対応するのは大変だと思います。職員の増員を図るべきではないか。」というものでした。回答としては「相談件数が多ければよいという事業ではなく、相談の主訴に対しどれだけ対応できているかが大切と考えておりますので、指標については対応率とさせていただきたいと思います。職員の増員については、今後の課題とさせていただきます。」とさせていただきました。

次に42ページ、47番の乳児家庭全戸訪問事業について。質問内容は、「指標が生後4カ月までの乳児がいる家庭への訪問率となっているが、これだけの件数を少ない職員で対応するのは大変だと思います。件数を指標とし、職員の増員を図るべきではないか。」というものでした。質問に対しての回答は、「出産後間もない産婦の不安や育児等の環境を把握して、必要に応じ支援につなげていく事業であり、基本は出生児全てを訪問する事業です。訪問件数は出生数に左右されることから、指標については訪問率とさせていただいています。職員の増員については、今後の課題とさせていただきます。」との回答です。

49ページ、54番の「生きる力」の育成事業（小学校・中学校）について。ご質問の内容は、「普通級の中で支援が必要な児童に対し、「地域のせんせい」の活用は考えているか。または、ボランティアを活用する考えはあるか。」というものでした。質問に対しての回答は、「これまでも学習活動の補助を「地域のせんせい」にお願いすることがあります。」との回答でした。

52ページ、57番の教職員の資質向上事業は、「資質向上のために研修会や講演会を



行っているが、学校と保護者や地域の方々との意見交換ができる場を作って、資質向上に生かしてほしい。仕事上悩みを抱える先生たちの心のケアはどうなっているか教えてほしい。」という質問に対して、回答は「これまでも地域に開かれた学校ということで、いつでも学校へお越しいただいてもお話しいただいてもよいことになっています。様々なご意見をいただき、学校運営に生かしてまいります。教員のメンタルケアについては、日常的にコミュニケーションをとる中で、1人で悩まず、チームで対応する体制を校長、教頭を中心に作っているところです。」とのことでした。

いただいた質問に対する回答の説明は以上となります。よろしく願いいたします。

**【磯川委員長】** ありがとうございます。以上、説明が終わりましたけれども、早口での説明になって、なかなか理解が難しいかもしれませんけれど、何か質問ございますでしょうか。どうですか。よろしいですか。ちょっとわかりにくいかもしれませんけれども、今までの事業計画の管理という、30年度までの集計管理ができたということなので、これもひとつの参考にしながら、これから計画をまた考えていくということです。

**【藤崎委員】** 68ページの放課後子ども総合プラン推進事業のところ、今回、特に触れられなかったのですが、ふれあい塾について、今、週3回しかやっていないところで、なかなか利用児童が増えないので拡充するのも難しい中、児童クラブまで通えない子たちの居場所づくりとして重要だとすると、週3回で、どうだろうかというお話が放課後子ども総合プラン運営委員会の中で出ていました。去年、特にその後状況が変わっていなかったの、現状について教えていただきたいのですが。

**【事務局 伊藤】** 放課後子ども総合プランの推進につきましては、放課後児童クラブとふれあい塾は各校一体的な実施が行われているところですが、プラン運営委員会の中では、週5日への拡充という話があり、そのためにボランティアさんの人材確保というところが方策として示されていたという中で、平成30年度になります、運営委員会を3月に開催させていただいております。

その中では、平成31年度、今年度、令和元年度の予算において、ボランティアさんに対する謝礼を500円の商品券とさせていただいていたものを1,000円の現金で対応させていただき、金額を倍増させていただいて、そこでボランティアさんの増員を図っていくという形で現在、事業を進めさせていただいております。今年度その取り組みを始めたところでございますので、今後、活用といったものに向けての検討を進めていくというところが、今後の予定ということでございます。

**【委員長】** よろしいですか。ほかに質問ございますか。

**【志賀委員】** 66ページの被害児童カウンセリングという事業ですけれども、こちらの中では乳幼児のカウンセリングは児童相談所に依頼というふうにありますけれども、依頼した件数は、どのくらいいらっしゃるのか教えていただければと思うんですけれども。

**【事務局 野呂】** 大変申しわけありませんが、手元にその部分がわかる資料を持ち

合わせていないので、後日、何か資料をお送りしたりするときに、これの回答という形でご用意させていただいて、ご回答させていただくということによろしいでしょうか。

【志賀委員】 はい、わかりました。では、もう1点よろしいですか。42ページの乳児家庭全戸訪問事業、こんにちは赤ちゃん事業だと思いましたが、全戸訪問はほんとうに大変だと思うんです。

出生4カ月のうちに全部のケースに会って、その子がちゃんと元気になっているか確認する事業なので、とても大事な事業だと思うんですけれども、今、実際に訪問している職種の方はどういうスタッフの方が訪問されているのか。もし人数が、ここに大変少ない人数と書いてあるんですけれども、何人の方で対応されているか、もしわかったら教えてください。

【事務局 野呂】 現状、保健師、助産師の職種で対応しております。保健師が現在は常勤で5名、助産師は子育て包括のほうに2名いますけれども、基本は窓口対応が中心ですので、臨時職員としての助産師が4名、同様に臨時職員の保健師が3名おります。

ケースの日程を調整しながら、うまく常勤対応ですとか、臨職への対応ということで行わせていただいております。

【志賀委員】 わかりました。ありがとうございました。

【委員長】 間に合っているというとおかしいですけれども、全員が回れているということになります。

【事務局 野呂】 4カ月までということなので、期間的には新生児だけではないので、何とか対応できています。

【事務局 宮崎】 職員については今後の課題というふうにさせていただいているものですが、当然、全部を余裕を持って回れているかということ、やはり職員もいろいろほかの業務をやったりしている中で行く状況もあって、その一方で、この訪問以外の相談とかいろいろなこともやはり件数が増えてきたりしている傾向もありますので、この職員の増員というのは、町全体の職員に係ることなので、子育て支援課だけ増やしてほしいですとってそれがすぐに通るわけでもないので、課題とさせていただきますということにしてあります。ここの我々が取り組んでいる部分の事業は、やはりこれから寒川を担っていただくお子さんたちにかかわることなので、ここの部分はできる限り、担当課の考えとしては充足していくようにできればいいというふうには思っておりますので、よろしくをお願いします。

【志賀委員】 わかりました。

【委員長】 ほかに質問ございますか。

【副委員長】 この子育て支援事業計画というものの自体が、指標がいろいろと、今までの事業の経過を見てやったら、やらないというふうにされていますけれども、これからまた新たな計画をつくるに当たって、やはり問題点が表に出てこない、そこに対してどういうふうにして改善したらいいのかという施策がなかなか生まれてこないと思うんです。

私は保育園の現場にいて、保健師さんたちのこの業務などを見たときに、到底この人数では足りないだろうというふうにはすごく感じます。

例えば障害のあるお子さん、いろいろな家庭的に問題があるお子さん、そういう方たちに対応するわけですから、保育担当なんかもそうですけれども、そういう中で、例えばこの事業計画進行管理の質問等についての回答がされていますけれども、17ページの「相談件数が多ければよいという事業ではなく」というふうな回答がされています。

ただ、相談件数が多ければよいという事業ではないですけれども、寒川町にはこれだけの相談件数があるんだということが表に出てこない、対策はなかなかとられないのではないかと。これが多ければよいということではなくて、多いんだということをちゃんと表示していかないと、そこはちょっと考え方の相違があるのかという気がしています。

だから、その下の乳児の全戸訪問も多分そうだと思うんですけれども、先ほど志賀委員がおっしゃったとおり、それから、虐待のカウンセリングの件数のことも、全てがどれぐらいの件数があるのか。それから、家庭的に保護していかなければいけないお子さんたちというのは、そのときに相談にのって1年で終わるものではないんです。そこにまたさらに次の1年には新しい方たちが増えていって。虐待も全てそうです。

すごく長期にわたってフォローしていかなければいけないという現実がある中で、その件数とかが前に出てこなければ、いくらたっても、指標に対してだけはできましたという発想だと、ほんとうに子どもたちを育てていくことに対しての計画ができるのかというクエスチョンがやはりあります。

もちろん子どもを見るということは、今、件数も多くなっていると思いますし、その内容も濃くなってきています。そうすると、そういうものがちゃんと表に出てこない。

それから、お子さんは健常だけでも、親が、やはり学校とかそういう社会に出す能力がなければ、では、そういうところのお子さんは町としてはどういうふうにしていくのかとか、勉強の遅れている部分についてはどういうふうにしていくのか。そういうのを、例えば学校とかそういう部分で連携をとるにしても、やはりその件数とか内容が表に出てこなければ、いつまでたってもその課が大変で、それで、一生懸命事業をしながら向かっているけれども、なかなかそこまで行き着かないということで終わってしまうので、ここではやはりちゃんと、ほんとうに寒川町は大変だという、人を増やすか増やさないかは、要望を出しても、町長が決めることだと思いますので、そこは町長がどう考えるかですけれども、これはやはりちゃんと表に出していかないと、これからますます虐待についても、多分いろいろと情報を得られると思いますけれども、寒川町もニュース沙汰にならないでいるけれども、いつなってもおかしくないような状況にいる家庭はありますから。

ですので、やはりその辺はもっと重く受けとめていかないと、例えば支援センターさんに行かれる方たちも、このお母さんはずっと保護が必要だとか、補助が必要だとか。例えば小学校、中学校へ行っても、この子の育ちは見守っていかなければいけないのではないかと思うのは、どこの子どもたちを預かる機関も感じているというのはあると思

いますので、それをもっと早くやっつけていかないと、手遅れになってしまうぐらい結構緊迫している状態はあると思うんです。

これだけの数があるんだということを表に出して、それに対してちゃんと対応していますという。それが完璧か完璧でないかは別としても、その指数が対応する指数だと思いますから、件数というのはやはり出していったほうがいいのではないかというふうに思っています。

**【事務局 宮崎】** ありがとうございます。いろいろご心配をいただいて、また、ご心配をおかけして申し訳ありません。

例えば、17ページの事業の例で申し上げますと、件数的には備考欄に載せているとおり、件数は合計すると実際1,342件あるという状況があります。

指標に件数を使っていないのは、要は、多ければいいという事業ではないというのはもちろんそんなですけども、どれだけ対応できたかというのがその事業の評価になってくるという意味で、件数を指標にしていけないということです。

件数というのは活動指標みたいなものであって、実際にこの事業の成果がどうなのかという判断をする上では、それに対して対応が100%できたのか、100%できなかったのかという部分で判断していくんだらうというところで、相談としての対応率ということを経験にさせていただいている状況があります。

もしこれが、例えば100%でないということであれば、ご心配いただいたように、その人員で足りていないのではないかとというようなところで、しっかり手を打っていかねばいけないうことになってくると思うんです。

ただ、先ほど少し申し上げたように、では、これで100%対応できているから、それが余裕を持ってできているかどうかというと、職員もいっぱいの中でやっているのは確かです。

ですので、今後も課題として認識して、人をきちんと手当して、問題に対して対応できる体制を整えていきたいということは、決してしないというわけではなくて、それは考えていきたいと思っています。

当然、この子ども・子育て支援事業計画、今、おっしゃったように、では、町としてその子どもたちをどういうふうにしていくのか、どう見守っていくのか、なかなか育てていくのが大変な親御さんのことをどうするんだとか、いろいろなことはあると思いますが、そういったものも、個々の事業として管理票として見ていったときには、「どういふことをする事業で、それについての指標はこうです。」という評価の仕方にどうしてもなってしまうところがあります。

計画としては、そういった部分を、では、どういう大きい目的を持って取り組んでいくのかというのをこれから皆さんにご提示していきながら、それに対しての事業はこういうものが位置づけられますとか、そういうようなつくりにしていくんだらうというふうに今、考えているところですので、ちょっとお答えになっているかどうかかわかりませんが、我々としての考え方としてはそういう意味で、ここの回答の仕方としては

こういうふうにご回答させていただきます。

ご心配いただいている部分はもっともだと思いますので、そのところはきちんと対応していくように考えていかなければいけないというふうに思っております。

**【事務局 伊藤】** ほんとうにありがたいご提案というか、お話をいただきまして、現場で苦慮している職員というか、そういったことを踏まえてご理解いただいているということは、きわめて応援いただいているというふう感じたところでございます、最終的には町長が任命権という権利として決めていくことではありますが、やはり組織をあげる者として、そういったご提案を踏まえて、現状どういうふうに進めているかということも、間近で私も把握しておりますので、しっかりと人事担当のほうにその旨を伝えさせていただきながら、しっかりとした内容にしながら進めていきたいというふうに思いますので、また、今後ともご提案いただければと思います。

**【委員長】** 17ページのところが、もう少しわかりやすく計画値と実績値、パーセントだけだと、何で100なのかというのがわかりにくいので、ここはもう少しわかりやすく表示できないんですか。

例えば今年の相談件数が1,000なら1,000で100%だ。実績値が1,300だ。パーセントは100以上に増えるわけです。そうすると、それだけ大変だということで、そういうのが上層部に上がっていけば、大変だからもう少し人数を増やしてほしいとか、もう少し何とかしてほしいとかということが出来るんだけど、これだけだと、100で100では、上から見たら、では、人は要らないんじゃないかと、要望しても通らないと思うんです。

**【事務局 宮崎】** 件数としては、備考欄に記載のと通りの件数があって、それに対応が現状ではできていますという意味の100ではあるのですが、そこをもっと具体的にその100%の根拠になる説明がどこかにあったほうが良いということですか。

**【委員長】** そうですね。ずっと何年も100、100で、27年度が100に対して100で拡大になっているけれども、同じ100で何で維持なのか、拡大なのかというのが。今になってあれですけども、見ていたら、ちょっとわかりにくいという感じがしたので。それが何かわかりやすい方法があればいいのかなとちょっと思ったので。

**【事務局 宮崎】** その部分は少しお時間いただいて検討する形にさせていただきます。

**【委員長】** そうですね。

**【望月委員】** 先ほどの副委員長さんのお話にやはり共感するところがあって、やはりお子さんに例えば障害があるとか、何か発達部分で不安を抱えていらっしゃるお母さんがいたとしたときに、やはりそれを家庭に問題がとか、不安があるという家庭の事情の問題とかというところを、プライバシーの問題としてあまり公にできないということももちろんあるとは思いますが、やはり学校だったり、こういう子育て支援や青少年とかというところで情報を共有するということは、ずっと見守っていかなくてはいけない家庭、見守っていかなくてはいけないかなというお子さん、心配なお子さんとかに関しては、やはりいろいろなところが情報を共有して知っているというだけでも違うと思

うんです。

どう関わっていくかというのはその先のことになってしまうと思うんですけども、それをいろいろなところが情報を共有している、その子のことを知っているということ、家庭のことを知っている、共有されている、やはりそのほうがいいと思うんです。

というのは、私も実際に、子どもの友達だったんですけども、ちょっとこの子は心配だと思うところがあったときに、私も誰に相談したらいいかわからなくて役場に相談しにきてしまって、心理士の先生に相談してお話をさせてもらったら、やはり名前とか住所とかを言うと、ああ、あの子かというのが大体特定できたりして、学校に連絡をしてもらったりしました。

学校の先生もそれはわかりにくかったみたいで、やはり私からの相談があったことで、先生、学校側から配慮が得られたというところが、その子が少しでも救いになったらよかったと思ったので、何かやはり、ほんとうに隠れている、ちょっとわかりにくい虐待みたいなものが、学校だったり、地域だったり、役場だったり少しでも情報を共有できて、その子を見守ることができたら、少しでもいい方向に行くのかとちょっと感じたことがあったので、ぜひよろしくをお願いします。

**【事務局 宮崎】** ありがとうございます。もちろんほんとうに、虐待を疑ってしまうようなケースのお子さんは当然関係機関で情報共有できているんですけども、仮にそういう状況でないお子さんでも、やはり心配なお子さんについては、ある程度は関係するところと話はできているものだと認識しています。

ただ、今、おっしゃったようなお子さんのケースのように、言っていたことによつて学校に声をかけてということもあるので、そこは気がついてお声がけいただいた子に関しては、また改めて確認しながら、関係機関と連絡をとりながら、プライバシーに配慮した中で情報共有していきたいと思います。ありがとうございます。

**【委員長】** 今、虐待とか、心配なお子さんの部分については子どもサポートネットワークのほうで情報共有していると思うんです。そちらのほうで、民生委員さんとか保健師さんとか、結構対応しているので、それはこちらの子ども・子育て会議のほうには入ってこないんです。ネットワークに入っている中しか、やはり公表はできないみたいですから、そこで結構やっていると思います。

**【藤崎委員】** 今のお話の流れで、ちょっと情報というか、皆さんにお伝えできたらと思うので、少しお時間いただいてもいいですか。

**【委員長】** 時間のほうはいいですか。

**【藤崎委員】** 5分ぐらいで。今のお話とちょっと続くところがあって、私、これは学童保育の理事としてではなくて、児童発達支援センターで働いている者として、先日、研修会に行ったんですけど、そこで厚生労働省の方から行政の説明ということがあって、今のお話とまさに同じようなリンクするところのお話を伺ったので、お伝えします。

厚生労働省の方は、やはり現代の日本は家庭での子育てがとても難しくなっているといわれていて、でも、その要因もさまざまありますが、やはりその中で、障がいのある

お子さんの育つ環境をこれからちゃんと整えていくことと、虐待につながるような子育ての孤立化を防ぐことの重要性をかなり強調されていました。

障がいのあるお子さんの育ちに関しては、これまで障がい福祉施策の中で障がい別に分かれた対応がずっとされていて、障がいのあるお子さんは障がいのないお子さんに比べて、遊び場とかさまざまな交流をしたり体験するための社会資源が少なく、子ども時代に得るべきことを経験する機会とか場所が狭められているということが問題だというふうにお話しされていました。

でも、これからは障がいのあるお子さんも障がいのないお子さんも同じ子どもとして、この子ども・子育て会議で扱われているようなたくさんの事業の中で横断的に、包括的に関わって行って、その育ちを社会全体で支えていくことをやっていきますというお話でした。

ですので、例えば1個例を挙げると、放課後等デイサービスという障がいのあるお子さんたちが療育とか訓練とかのために放課後通うようなところのガイドラインも、今後は、放課後児童クラブとかは比較的障がいのないお子さんの預かりというか、放課後の居場所づくりのためにやっている事業なんですけれども、そこと同じように、ちゃんと障がいのあるお子さんにとっても放課後の意味というのを明確にしてやっていかなければいけないんだということを、この秋ぐらいにパブリックコメントとかで国のほうからも出てくるようなお話がありました。

虐待に関しては、要因の1つに養育者の孤立が挙げられるので、子どもを対象とする全ての事業で家族支援とかもしっかり行って、セーフティネットとして機能していくことがとても重要であるということをおっしゃっていました。

多分、今までのお話の、特別な配慮が必要なお子さんたちへの対策というのはいろいろな形でされていると思うんですけれども、そこに保育園とか幼稚園の一般の子ども施策の方たちが入っていないということ自体が、そういうふうに分断してしまうことが、なかなか今後にはできないという意味だと思っています。

こういうところから考えられることとしては、障がいのないお子さんを対象にした事業と病気や障がいとか不安定な環境の中で育つ子どもたちを分けて、その上でさらに様々な施策に分けた対応をされていた状況から、より包括的で一般社会の中に配慮が必要な子どもたちが適切で合理的な配慮を受けながら、インクルーシブに育っていくということを社会全体で保障していくというふうに、国のほうも方針をすでに持っているということに、今後、横の連携をしていきますというお話でした。

寒川町では、全ての小学校に特別支援学級が設置されていますし、敷地内に児童クラブがあったり、中学生の医療費が無料であったりということで、いい意味で足並みそろえていろいろな事業を展開できる自治体の規模で、いいところだなと思っているんですけれども、私が今取り組んでいる児童クラブ事業に関しては、やはり保護者がずっと運営してきたということもあって、そういった意味で福祉の事業とかという意味合いで取り組むにはまだちょっと団体として難しいところがあります。

ぜひ事業の実施主体である町の皆さんには、こういう児童クラブのことだけではなくて、いろいろそういう国の動きとかをぜひ敏感に察知していただいて、これまでどおりの対応で、すでに管理表も5番に分けて、特別に配慮しなければいけない子どもという1つの枠がすでにできていますけれども、そういう考え方ではなくて、その一つ一つのケースには対応しなければいけないだけでなく、もう少し広い視点で、全ての子どもたちの育ちをみんなで支えていくという、これからは今までとは全然やり方が変わっていくんだというふうに説明を受けてきたので、そのように事業を進めていっていただきたいと思ひますし、私たちも、そのためには自分たちの分野では何ができているのかということを考えて、一緒に子どもたちの育ちを支えていけたらいいと思ひて、つい、先週その研修を受けて聞いてきたので、皆さんにぜひお知らせしたいと思ひて話させていただきました。

**【委員長】** ほかに何かご質問ございますか。よろしいですか。

それでは、次に進めさせていただきます。その他に入ります。その他については、報告ですので、事務局のほうからよろしくお願ひいたします。

#### (4) ①幼児教育・保育無償化について

<資料3により説明>

**【事務局 徳江】** 保育担当の徳江と申します。よろしくお願ひいたします。申し訳ございません、座ってご説明させていただきます。資料3をご覧ください。

申し訳ありませんが、資料の訂正を1カ所お願ひしたいと思ひます。1ページ目の表で、左側に①から⑤まで数字が振ってあるんですが、4番目のところが③となっておりますので、こちらを④とご訂正をお願ひいたします。

それでは、今年の10月から始まる幼児教育の無償化について、県の説明会などでほぼ確定した内容が示されましたので、概要についてご説明いたします。

資料の1ページ目から幼児教育・保育無償化の対象と範囲についてご説明いたします。

対象の1つ目として、①子ども・子育て支援新制度対象施設等とございます。こちらにつきましては、町内においては認可保育所4園と寒川さくら幼稚園、認定こども園である湘南こども園、小規模保育事業であるそうわ保育園、家庭的保育事業である子どもと扉が該当いたします。また、町外の新制度対象施設に町内の児童が入園している場合も対象となります。この場合の無償化の範囲は、3歳から5歳の全ての児童と、0歳から2歳の市町村民税非課税世帯が対象となります。

次に、対象の2つ目として、子ども・子育て支援新制度対象外の幼稚園がございます。こちらについては、町内では倉見幼稚園、一之宮相和幼稚園が該当いたします。町外の新制度対象外の幼稚園に町内の児童が入園している場合も対象となります。この場合の対象の範囲は満3歳から5歳の全ての児童になりますが、月額が2万5,700円を上限として助成するものになります。この金額は、幼稚園の利用料の全国平均が30万8,000円であることから、12月で割り返した金額となっております。

対象の3つ目として、幼稚園の預かり保育を利用している児童が対象となります。こ



の場合の対象範囲は、幼稚園に在園している児童で幼児教育時間終了後に預かり保育を利用している児童のうち、保育が必要な児童のみが対象となります。上限が月額1万2,300円になります。この額は、後でご説明いたします4番、5番としてご説明する保育料の助成上限額が3万7,000円と、先にご説明いたしました幼稚園の助成上限額が2万5,700円の差額分となっております。

対象の4つ目といたしまして、認可外保育施設を利用している児童が対象となります。

また、対象の5つ目として、一時預かり事業、ファミリーサポートセンター、幼児保育などを利用している児童も対象となります。

4番、5番とも対象範囲は3歳から5歳で、保育が必要な児童を対象に月額3万7,000円を上限に助成いたします。また、0から2歳児で保育が必要な児童、かつ、市町村住民税が非課税世帯を対象に、月額4万2,000円を上限として助成いたします。

次に、2ページをご覧ください。

項目の2段目に記載してあります対象となる時期についてご説明いたします。幼稚園は満3歳から入園できるので、幼稚園の対象となる時期が3歳になった日からとなります。保育所については、3歳児クラスから、これは3歳になった最初の4月からということになります。

3段目に記載してありますサービスの併用についてですが、資料1の④の認可外保育施設と⑤の中でベビーシッター受け入れを利用している場合は上限が月額3万7,000円となります。

また、認可保育所と障害児通園施設、町でいうひまわり教室などの併用では、全額無償となります。

ほかに、認定こども園を在園し幼稚園部分に通う児童や、子ども・子育て支援新制度対象外の幼稚園に通う児童が幼稚園預かり保育を利用している場合は幼稚園部分で月額2万5,700円、預かり保育部分で月額1万1,300円がそれぞれ上限となる合計で上限3万7,000円が助成されます。

次に、4番目に記載してあります無償化の対象事業についてご説明いたします。保育料のうち無償となる部分については、月額の保育料に係る部分のみとなります。例えば通園送迎費だとか、食材料費、行事費などの保護者から別途徴収している部分については無償化の対象外となります。

次に、副食費についてご説明いたします。資料3ページの一番下の行をご覧ください。副食費とは、主食を除くおかず代のことを指します。現行の1号認定である幼稚園では、保育料とは別に主食代、副食代を実費で徴収しております。2号認定である保育所においては、副食代は保育料に含まれており、主食代のみを実費徴収するか、または、主食のみを持参することになります。町内で主食を持参するという形をとっているところは多くあります。

ところが、このまま無償化を進めると、保育所では副食費は無償化となりますが、幼稚園では実費徴収となり、幼稚園と保育所との間に公平性が保たれなくなるため、無

償化とは幼稚園も保育園も共通化し、主食代、副食代とも実費徴収することになりました。

すでに生活保護世帯やひとり親世帯等に対しては副食費の免除を行っておりますが、無償化では援助対象が拡充され、年収360万円未満相当世帯、具体的には非課税世帯になりますが、及び、第3子以降も免除の対象となります。

第3子の考え方を資料の4ページでご説明いたします。資料の中段あたりに子どもの数え方、子どもの絵が描いてあるところをご覧ください。

まず、年収360万円以上の世帯について、1号認定である幼稚園等については、上の段を見ていただいて、小学校3年生以下の範囲でカウントし、幼稚園在園児童が3人以上であると免除の対象となります。

下の絵をご覧くださいますと、2号・3号の保育所等で考えた場合、小学校就学前の範囲でカウントし、保育所在園児童が3人以上であると免除の対象となります。

また、年収360万円未満の世帯については、全ての児童が免除の対象となります。

申し訳ございませんが、資料の2ページにお戻りいただいて、利用者への支払い、下から2段目のところをご説明いたします。新制度対象施設については、お支払いの仕方としては、現物給付を基本といたします。現物給付というのは、保護者が保育料を払わずに施設等が保護者にかわって町から保育料を受ける方法です。施設側からすると、保護者にかわって受領するので、代理受領となります。

それから、新制度対象外の幼稚園については現物給付か償還払いとなります。償還払いは、保護者は今までどおり保育料を施設に払い、保護者は町に施設に支払った保育料を請求し、支払いを受ける方法です。国では現物給付を推奨しております。

それから、資料1でいいます認可外保育施設等につきましては、償還払いを基本といたします。

次に、資料はございませんが、町民への周知をご説明いたします。国からの情報がなかなか公表されずに、全体像が見えない中で施設や保護者の方が不安を抱えているという状況がありますので、混乱しないように、メールや施設のほうには直接お伺いするなど、小まめに情報をお伝えしているところです。

5月下旬と6月上旬に子ども・子育て支援新制度対象外の幼稚園及び認定こども園のほうには今、把握している情報についてご説明にお伺いいたしました。6月下旬から7月上旬にかけて、無償化の要件を備えているか認定するための支給認定申請書のご記入を園を通じて保護者の方に依頼するために、再度、ご説明にお伺いいたしました。

保育所等については、7月10日に各園の担当者にお集まりいただき、説明会を予定しております。

町民の方に対しては、窓口でのチラシの配架や幼稚園・保育所等を通じて、保護者にチラシを配布するなど、また、広報9月号で特集ページを掲載するとともに、町ホームページで周知を図ってまいります。

幼稚園や保育所等に在園していない児童については、個別にお知らせをする予定でお

ります。

幼児教育・保育の無償化についてのご説明は以上になります。

【委員長】 では、次の就園奨励費についてお願いします。

(4) ②寒川町私立幼稚園等就園奨励費補助金交付要綱の一部改正について  
<資料4により説明>

【事務局 徳江】 引き続き、その他の2つ目として、寒川町私立幼稚園等就園奨励費補助金交付要綱の一部改正についてご説明いたします。資料4をご覧ください。

今、1つ目のところでご報告いたしましたとおり、幼児教育・保育無償化が10月から始まることにより、その後は私立幼稚園就園奨励費補助金制度は廃止になります。それに伴い、補助対象期間を9月末までとして、事務手続などを対応できるよう要綱を改正するものです。

内容についてご説明いたします。資料1ページの第2条、補助対象についてですが、下線部のところを一部改正いたしました。6月1日から12月31日までの間に寒川町に住民登録があり、私立幼稚園等に在園したことがある幼児を対象としておりましたが、期限を9月30日までとするものです。

それから、第5条、調書の提出、第6条、申請、2ページにいきまして、第7条の辞退、第8条、退園児の報告につきましては、書類等の提出期限を変更するものです。

2ページの下段から8ページの上段まで、別表の第1から第4の奨励費補助金限度額表につきましては、今まで年額で定めておりましたが、限度額を9月30日までの半年分に改めました。年額を2分の1し、100円未満を四捨五入し算出しております。

3ページの上段と4ページの中段、6ページの中段にあります幼児教育施設につきましても、今までどおり私立幼稚園の3分の2とし、100円未満を切り捨てまして算出しております。

3ページの中段に記載してあります注意書きのところは、「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律」が平成26年10月1日から施行され、題名が「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改正されたことにより、一部改正を行いました。

本来ならば、国の法律が改正されるとともに、町の補助金要綱も改正する必要があるものですが、ここで改正されていないことが判明したため、一部改正を行いました。

別表の2、3、4にもそれぞれ注意書きがありますが、同様に一部改正を行いました。

8ページに最後、下の附則になりますが、決裁時の平成31年4月24日を施行日としております。

次のページが、保育料等減免措置に関する調書の様式になっておりますが、改正案をご覧くださいますと、元号が平成から令和に改められたことにより、生年月日の欄について元号を削除いたしました。

それから、一番下の四角の枠の中で、下線のあるところなんですけれども、「12月3

1日までに在園していたこと」となっていたところを「9月30日までに在園していたこと」に改めました。

この要綱につきましては、年度末をもって廃止する予定です。

以上で寒川町私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の一部改正についてのご報告となります。

**【委員長】** では、続きまして、学童保育入所保留児童を対象としたサマースクールの実施について説明をお願いします。

**(4) ③学童保育入所保留児童を対象としたサマースクールの実施について**  
＜資料5により説明＞

**【事務局 横山】** それでは、その他の③学童保育入所保留児童を対象としたサマースクールの実施について報告させていただきます。資料5をご覧ください。

まず、1番、実施に当たっての背景・目的でございます。こちらは、前年度、どのような背景があったか。どのようにして実施に当たったのかというのを説明した資料になります。

町の放課後児童健全育成事業につきましては、NPO法人寒川学童保育会に委託して実施しておりますが、前年の段階で平成31年度に向けて25名の保留児童が見込まれておりました。その状況を踏まえ、入所保留児童の保護者を対象に、個人の空き家を利用したサマースクールの実施について、学童保育会を通じてアンケート調査を行いました。こちらは平成31年2月に行いました。その結果、半数以上の利用希望者がございました。

また、この入所保留中の児童の行き場が特に難しくなる夏期休暇期間においてサマースクールを実施することは、児童の健全育成及び保護者の負担軽減につながることから、その後、空き家の相続人代表者（管理者）と調整を進めるとともに、利用希望者に利用の意思確認を再度行ったところ、最終的に10名の意思確認ができたことから、サマースクールの実施に向けて取り組みを進めたものでございます。

次に、2番の場所の借用についてでございます。場所につきましては、空き家となっている宮山3016-2、図面、地図等はお示ししていませんが、旭小学校の南門、通常は児童の通学等には使用されていない門になるんですが、そちらの門の、ちょうど道路を挟んだ向かいになります。所有者が亡くなられておりますので、その所有者の相続人代表者の方と調整を進めて、こちらの空き家をお借りしてサマースクールを実施させていただくことになりました。

借用期間につきましては、令和元年7月1日から9月30日までとなっております。夏休み期間にサマースクールを実施するんですが、それに向けての事前の準備、終了後の片づけ等がございますので、7月1日から9月30日までの期間とさせていただいております。

借用に係る書類につきましては、管理者、町、使用者（学童保育会）の三者で既に借用についての覚書を交わしているところでございます。

借用に係る費用につきましては、謝礼として、相続人代表者にお支払いする調整がついております。この謝礼の内容につきましては、家賃、あと、敷地、光熱水費、家財も使わせていただきます。トイレを使わせていただきますので、終了後の浄化槽清掃、これらを含めて謝礼を相続人代表者にお支払いする形で進めております。

3番目のサマースクールの実施についてでございます。実施方法につきましては、NPO寒川学童保育会への委託事業として実施します。実施内容につきましては、仕様書で定め、学童保育会と委託契約を交わします。期間につきましては、令和元年7月22日月曜日から8月31日土曜日、こちらは夏休み期間となっております。ただし、日曜日、祝日、お盆期間の8月13日から8月16日は閉所とさせていただきます。対象としましては、町内学童保育における入所保留児童。先ほど説明しましたが、25名の方を対象としておりました。ちなみに、7月1日現在、入所保留児童については1名増えて26名となっております。時間につきましては、午前7時半から午後6時半まで、土曜日は9時から17時までとなっております。保育料につきましては、期間内の保育料として3万円、内容については、おやつ代、保育料、保険料を含んでおります。人数につきましては、先ほどのアンケート調査で意思確認させていただきました10名の方が申し込みをされております。

人数の内訳ですが、旭小学校の学区でこのサマースクールを行うんですが、旭小学校区の児童が7名、寒川小学校区の児童が1名、一之宮小学校区の児童が2名となっております。男女の内訳については、男女5名ずつです。

説明は以上でございます。

**【委員長】** それでは、続きまして、旭小学校区児童クラブ増設について。

#### (4) ④旭小学校区児童クラブ増設について

**【事務局 横山】** 続きまして、旭小学校区児童クラブ増設についてご説明させていただきます。特に資料等ございませんので、口頭にてご説明させていただきます。

現在、わかばクラブという児童クラブが旭小学校の校地内にありますが、新たに児童クラブを整備する計画で現在、作業を進めております。

今年度の作業につきましては、旭小学校の校地内に建設する場所の確定、また、この確定した場所の用地の測量、その整備する建物の設計を行います。

来年度につきましては、工事を計画しております。最終的に令和3年4月の開所を目途に現在、準備を進めているところでございます。

またご報告できる場がございましたら、改めてご報告させていただきますので、現在はこのような状況で作業を進めているということでご理解いただければと思います。

以上です。

**【委員長】** どのくらい増えるんですか。新しくできるところの人数。

**【事務局】** 現在のわかばクラブと同等程度、50人規模を今のところ想定しております。

**【委員長】** 以上、説明、報告が終わりましたけれども、特に聞いておくことはござ

	<p>いますか。よろしいですか。では、なければ、本日の議題は全て終わりましたので、議事進行協力、ありがとうございました。事務局のほうにお返しいたします。</p> <p><b>【事務局 宮崎】</b> 皆様、長時間にわたり、ありがとうございました。</p> <p>冒頭お話申し上げたとおり、本年度第2期の計画を策定ということで、次回以降、具体的な内容についてお示しさせていただきながら、ご意見等いただきたいと思っておりますので、また、お力添えいただきますようよろしくお願いいたします。</p> <p>最後で恐縮なんですけれども、事務連絡をさせていただきたいと思います。</p> <p>今日、机上のほうに配付させていただきましたが、第2回と第3回の会議についての開催ということで、それぞれ8月6日火曜日と8月29日木曜日の、いずれも午後2時からということで、この会場で予定しておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>連絡をとらせていただいたりする中で、この段階ですでにご欠席というご連絡をいただいている委員の方には大変申し訳ないことをしましてお詫びいたします。何とぞご了承いただければと思います。よろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、これをもちまして、令和元年度第1回の寒川町子ども・子育て会議を終了させていただきます。どうもありがとうございました。</p>
<p>資 料</p>	<p>資料1 第2期寒川町子ども・子育て支援事業計画の策定について</p> <p>資料2 平成30年度寒川町子ども・子育て支援事業計画進行管理票</p> <p>資料3 幼児教育・保育無償化の概要</p> <p>資料4 「寒川町私立幼稚園等就園奨励費補助金交付要綱」の一部改正について</p> <p>資料5 学童保育入所保留児童を対象としたサマースクールの実施について</p> <p>参考資料1 寒川町子ども・子育て会議条例</p> <p>参考資料2 寒川町子ども・子育て支援事業計画進行管理の質問等について</p>
<p>議事録承認委員及び 議事録確定年月日</p>	<p>磯川委員長 志賀委員 (令和元年8月26日確定)</p>